令和5年9月市議会定例会

説明書・参 考

議案第99号

島 田 市

## 説 明 書

議案第99号 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内に おける建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について

島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内における、敷地面積の最低限度及び建築物の用途に関する制限等を変更するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

# **|** 次

議案第99号 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内に おける建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 ------1

(付記)

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

新 旧 条 文

例規名 島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画の区域内にお

#### 新 条 文

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる敷地面積以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

5.0			
地区の区分	建築物の敷地面積の最低限度		
	省略		
A-3地区	1,000 平方メートル		
<u>A-4地区</u>	1,000 平方メートル		
	省略		

- 2 省略
- 3 省略

#### 別表(第5条関係)

	***
地区の区分	建築してはならない建築物
A-1地区	(1)
	<b>~ 省略</b>
	(4)
	(5) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの <u>(7トンを超える量</u>
	の液化石油ガス又は液化天然ガスの貯蔵又は処理に供する建築
	<u>物を除く。)</u>
	(6)
	5 省略
	(11)
A-2地区	(1)
	<b>~ 省略</b>
	(4)
	(5) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの <u>(7トンを超える量</u>
	の液化石油ガス又は液化天然ガスの貯蔵又は処理に供する建築
	<u>物を除く。)</u>
•	

### 対 照 表

ける建築物等の制限に関する条例

旧 条 文

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、次の表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる敷地面積以上でなければならない。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものの敷地については、この限りでない。

0. 0			
地区の区分	建築物の敷地面積の最低限度		
	省略		
A-3地区	1,000 平方メートル		
	省略		

- 2 省略
- 3 省略

別表 (第5条関係)

地区の区分	建築してはならない建築物
A-1地区	(1)
	<b>~ 省略</b>
	(4)
	(5) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの
	(6)
	「 省略
	(11)
A-2地区	(1)
	<b>~ 省略</b>
	(4)
	(5) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの
1	'

	(6)			
	<b>~ 省略</b>			
	(11)			
A-3地区	(1) 法別表第2(に)項第3号及び第5号に掲げるもの			
	(2) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの			
	(3) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの			
	(4) 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの			
	(5) 畜舎			
A-4地区	(1) 法別表第2(い)項第1号、第3号及び第5号から第8号ま			
	でに掲げるもの			
	(3) 法別表第2(に)項第3号及び第5号に掲げるもの			
	(4) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの			
	(5) 法別表第 2 (ぬ) 項第 4 号に掲げるもの (7 トンを超える量			
	の液化石油ガス又は液化天然ガスの貯蔵又は処理に供する建築			
	 物を除く。)			
	 (6) 法別表第 2 (る) 項第 1 号に掲げるもの			
	(8) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの			
	(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその			
	用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え			
	るもの			
	 (10) 幼保連携型認定こども園			
	(11) 畜舎			

省略

	<b>~ 省略</b>
	(11)
A-3地区	(1) 法別表第2 (に) 項第3号及び第5号に掲げるもの
	(2) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの
	(3) 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げるもの
	(4) 法別表第2 (る) 項第1号に掲げるもの
	(5) 畜舎
	1
	省略

島田都市計画新東名島田金谷インターチェンジ周辺地区計画 条例名 の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正 変更後 \*\*/// AB地区 A-1地区 A-2地区 B地区 ▶地区 A-3地区 🖐 新東名高速道路 C地区 新東名高速道路 島田金谷IC 変更前 \*\*/// AB地区 A-1地区 A-2地区 B地区 A-3地区 🛒 新東名高速道路 〖C地区 新東名高速道路 島田金谷IC 凡例 地区計画区域 地 区 界 180 F